

茨城県女性活躍・働き方改革ポータルサイト構築業務委託 受託者公募に関する説明書

この説明書は、茨城県女性活躍・働き方改革ポータルサイト構築業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者(以下「提出者」という。)及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は次の事項を熟知のうえ、プロポーザルを提出してください。

1 募集する企画提案に係る業務の概要

(1)業務名

茨城県女性活躍・働き方改革ポータルサイト構築業務

(2)事業目的

県内企業の女性活躍、働き方改革を効率的に推進するため、優良な企業の取組や女性管理職ロールモデル等の情報発信を行うポータルサイトを構築する。

2 委託する業務の内容

(1) 別添「茨城県女性活躍・働き方改革ポータルサイト構築業務委託仕様書」のとおり。

3 委託事業の実施期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 委託費等上限額

「茨城県女性活躍・働き方改革ポータルサイト構築業務」の業務委託費の上限額は下記のとおりとします。

2,923,910 円 (消費税及び地方消費税含む)

5 応募資格

本事業の対象者となる申請者は、次に挙げる全ての要件を満たし、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有し、次に挙げる全ての要件を満たす者としてします。

(1)茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿(大分類:コンピュータ関連サービス)に登録されている者であること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

申請書の入手、提出及び問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

- (2)茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5)茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号または第3号に規定する者でないこと。
- (6)当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7)本事業と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。
- (8)茨城県内に本店または支店を有すること。

6 応募書類

- (1)「茨城県女性活躍・働き方改革ポータルサイト構築業務」業務委託企画提案応募申請書(様式1)
- (2)応募資格等確認用書類
証明書等は、申請日前3月以内に交付されたもの。
 - ア 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書(様式2)
 - イ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
 - エ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し(代表者が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し)
 - オ 直近3事業年度の事業報告書、決算書
- (3)企画提案選考用書類
 - ア 企画提案書(様式3-1又は任意様式A4版)
仕様書の内容を踏まえた上で、以下の内容を有する企画案を提示すること。
 - (ア)サイト全体の概要・コンセプト等
 - (イ)サイトの構成・展開・内容
 - (ウ)ページのデザインイメージ
 - (エ)アクセシビリティ、ユーザビリティ
 - (オ)セキュリティ対策(脆弱性診断の実施内容等)、障害発生時の対応、保守管理
 - (カ)ページの更新・追加等の方法
 - (キ)業務の実施体制(人員・役割分担・再委託等)
 - (ク)本業務と同種または類似の業務の実績
 - (ケ)工程表
 - 審査の公平を期すため、企画提案書の副本すべてに、参加者の名称を記入しないこと。
実施体制、体系図等には参加者名を「当社」等と記載し、法人等名は記載しないこと。

イ 経費見積書（様式 3 - 2） 可能な限り数量・単位・単価等を記載すること。

(ア) 本業務に係る経費の見積り及び内訳

(イ) 令和 5 年度の運用管理経費の見積り及び内訳

ウ 法人等の概要（様式 4）

エ 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

(4) 提出部数

上記(1)及び(2)を 1 部

上記(3)を 5 部

(5) 留意事項

- ・企画提案は、一法人等につき 1 件とします。
- ・提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ・提出された書類の内容は変更することができません。
- ・提出された書類等は返却しません。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 5）を提出してください。
- ・採択された企画提案書の著作権は茨城県産業戦略部労働政策課に帰属します。

7 応募手続き及び選定方法等

(1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

茨城県産業戦略部労働政策課（担当：會澤）

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029 - 301 - 3635 FAX：029 - 301 - 3649

電子メール rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 応募手続き

ア 応募に関する質問

(ア) 受付期限

令和 4 年 6 月 14 日（火）午後 5 時まで

(イ) 質問様式

「企画提案競争に関する質問書」（様式 6 号）により、電子メールにて提出の上、電話により到着を確認してください。

(ウ) 回答方法

全ての質疑を一括して令和 4 年 6 月 16 日（木）までに電子メールにより回答します。
なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

イ 参加申し込み

(ア) 受付期限

令和 4 年 6 月 17 日（金）午後 5 時（必着）

(イ) 提出書類

上記 6 (1) 及び上記 6 (2) に同じ

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残るもの）

ウ 企画提案書の提出

(ア) 受付期限

令和4年6月24日(金)午後3時(必着)

(イ) 提出書類

上記6(3)に同じ

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(送付記録が残るもの)

(3) 選考について

ア 選考方法

提案書類及び審査会の審査結果に基づき、受託候補者を1事業者選定します。

イ 審査会(プレゼンテーション)

(ア) 日時 令和4年6月30日(木)(時間は別途通知する。)

(イ) 場所 茨城県庁

(ウ) 事前に提出された企画提案書等(添付書類を含む)に基づきプレゼンテーションを行ってください。

(エ) 上記提出書類以外の資料等を配布することは不可とします。

(オ) 審査委員からの質疑応答がありますので、質問に答えてください。

(カ) プレゼンテーションには、当該業務の責任者及び中心となる担当者が出席し、担当者が説明を行ってください。なお、質疑応答には責任者・担当者、いずれが答えても構いません。

(キ) プレゼンテーションの出席者は、3名までとします。

ウ 選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知します。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

エ 審査基準(プロポーザルの評価項目等)

(ア) 業務実施方針の明確性

- ・業務の目的、仕様を理解した内容となっているか。
- ・明確なコンセプトに基づく企画提案か。

(イ) 構成・機能・デザイン

- ・構成・展開が分かりやすく、使いやすいものとなっているか。
- ・ページのデザインは優れているか。
- ・独自の提案内容は優れているか。
- ・スケジュールに無理が無く、十分に実施可能であるか。

(ウ) セキュリティ・保守管理等

- ・セキュリティ対策は妥当なものとなっているか。
- ・保守管理や障害発生時の対応は妥当なものとなっているか。
- ・ページの更新・追加等は、専門知識をもたない職員でも容易に行えるものとなっているか。また、高度な更新・追加を行う場合の職員へのサポートは十分か。

(エ) 業務の実施体制

- ・業務が遂行可能な人員体制が確保されているか。

(イ) 業務の実績

- ・同種または類似業務の実績は十分か。

(カ) 価 格

- ・上限額との比較
- ・次年度以降の運用管理経費

8 受託候補者選定後の手続き

(1) 事業計画書の提出

受託候補者として選定された旨の通知を受けた者（以下「受託候補者」という。）は、受託期間中に実施する事業の計画を記載した事業計画書及び見積書を県に提出し、県の承認を得ることとします。

なお、県は、事業計画書の承認にあたっては、既に提出された企画提案書等の内容を基本としますが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、受託候補者との協議により、企画提案書の内容を一部変更した上で、事業計画書の再提出を求めることがあります。この場合において、受託候補者との協議が整わなかった場合は、当該計画書は不承認とし、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約手続き

ア 契約書の締結

県は、(1)において提出された事業計画書を承認し、受託候補者から徴した見積書の額が、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。

イ 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号に該当すると認める場合（ ）は契約保証金を免除します。

随意契約で、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

ウ 委託金の支払

委託金は原則として業務終了後の精算払いとなります。ただし、所定の手続きの上委託金の概算払を認める場合があります。

9 事業報告等

(1) 委託業務が終了した場合、業務完了報告書を提出していただきます。

(2) 会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、当委託事業にかかる経費等を明確に区分してください。必要に応じて検査を行う場合があります。

(3) 当事業は国の交付金を活用した事業であるため、国の会計検査院による実地検査の対象となります。関係書類は、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ関係書類の提出等を行っていただきます。

10 その他留意事項

(1) 再委託について

業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、県の承諾を得る必要があります。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分や受託者が本契約に係る事務又は委託事業の全部を一括して第三者へ委託することはできません。

(2) 個人情報の取扱いについて

受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」に基づき、適正に行ってください。

(3) 秘密保持について

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(4) 契約執行について

本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

(5) 経費負担について

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。